



教員発注が可能な範囲

本学の教員等が納入業者に直接発注（教員発注）できる範囲は、**1回の発注について50万円未満**の物品・役務等に限定しております。（建物改修、電気、ガス、水道等の修繕及び取設工事を除く。）
上記の条件を満たさないものについて、本学の教員等から発注依頼があった場合は、契約担当部署にご連絡ください。
※1回の発注金額を教員発注が可能な範囲内（50万円未満）に収めるために分割して発注すること（分割発注）も認めておりません。



随意契約（※）が可能な範囲 ※一般競争入札によらない契約

基本的には、予定価格が**500万円以下**の物品・役務等に限られます。ただし、**300万円以上**の場合は、**見積公告による見積合わせ**を行います。（対象となるものが競争を許さない場合等を除く。）



不正行為の事例

預け金

架空取引により、契約した物品を**納入していないのに納入したこととして**、代金の支払を受け、その代金を管理すること。

書類の書換（品転）

虚偽の請求書等を提出し、**契約（納品）した物品とは異なる別の物品に差し替えること**。

期ずれ

納品日を偽るなどして、**納品した年度と異なる年度の予算で支払を受けること**。

※本学は**納品日**が属する年度の予算により支払いをしています。



不正行為に関する相談窓口・通報窓口

○不正行為に関する相談窓口（財務部財務企画課）

TEL：089-927-9056 FAX：089-927-9068

Mail：syukei@stu.ehime-u.ac.jp

○不正行為に関する通報窓口（総務担当理事）

TEL：089-927-9010 FAX：089-927-9025

Mail：soukacho@stu.ehime-u.ac.jp